

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	杉 村	幸 太 郎
同	森 山	よ し ひ さ

令和 4 年度監査委員監査結果報告の提出について

(公益財団法人 大阪府暴力追放推進センター)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

財政援助団体等である公益財団法人大阪府暴力追放推進センターに対する当該監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第 3 監査の対象

1 対象団体

公益財団法人 大阪府暴力追放推進センター

- ・ 主に直近事業年度を対象とした。

2 対象所属

市民局

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	着眼点	監査の結果
(1) 現金、現金同等物、物品等の管理・運用が適切でないリスク	ア 現金、物品等に関する管理規程は適切に整備されているか。	指摘事項 2
	イ 現金、物品等の増減や有り高は適切に把握され記録されているか。	—
	ウ 資金運用方針のもと一定の運用リスクの範囲内で、効率的に資金運用を行っているか。過度にリスクの高い資金運用を行っていないか。	—
	エ 固定資産及びP C等の少額情報機器の現物管理（実地調査を含む）が適切に行われているか。	—
(2) 現行業務が設立目的に合致していないリスク	ア 現行業務は設立目的に合致した業務となっているか、又各事業は効果的・効率的に実施されているか。	—
	イ 現行業務は、本市出資団体が担うべき業務内容となっているのか。	—
(3) 財務報告の信頼性を害するリスク	ア 決算諸表等の作成手続に不備はないか。	指摘事項 1
	イ 経営成績及び財政状態は良好か。	指摘事項 1
	ウ 関係帳票の整備、記帳等は適切か。また会計経理は適切か。	指摘事項 2
(4) 過去の監査指摘に対応していないリスク	ア 平成 26 年度に実施した監査において指摘した事項について、措置内容が適切に対応されているか。	—
(5) 指導監督が適切でないリスク	ア 所管所属は団体に対して適切な指導監督を行っているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は次のとおりである。

1 本法人の財務報告について改善を求めたもの

公益法人会計基準の第1.3.(1)によれば、財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況に関する真実な内容を明瞭に表示するものでなければならないとされている。

また、公益法人会計基準の運用指針の第12.(2)の財務諸表のうち正味財産計算書に係る科目及び取扱要領によれば、一般正味財産増減の部における基本財産評価損益等は、一般正味財産を充当した基本財産に含まれている投資有価証券に時価法を適用した場合における評価損益、売却損益及び為替差損益を計上することとされており、指定正味財産増減の部における基本財産評価損益等は、指定正味財産を充当した基本財産の評価損益及び為替差損益を計上することとされている。

しかし、今回の監査において、本法人の令和3年度の財務諸表を確認すると、基本財産の有価証券に対して、売却損及び評価損が生じているが、当該有価証券の購入にあたっての財源が明確になっていないにもかかわらず、全て一般正味財産増減の部の基本財産評価損益等に計上していた。

これは、本法人において、損失を指定正味財産に計上できないと誤認していたことが原因である。

現状では、財務諸表において、指定正味財産及び一般正味財産の金額が実態を表さないリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項1]

本法人は、有価証券の売却損益及び評価損益について、当該有価証券の財源を明確にし、その財源に沿って財務諸表に計上されたい。

また、過去の経緯、判断を整理したうえで、基本財産に関する財源処理（指定正味財産及び一般正味財産の区分）について、本法人内で文書化し、そのルールに従い決算処理を実施されたい。

2 本法人の経理規程について改善を求めたもの

法人において定めた経理規程は、それに基づいて経理事務を行わなければならない。また、定期的に経理規程を確認し、実務と合っていない場合は是正又は規程の見直しを行わなければならない。

しかし、今回の監査において、本法人の経理規程に基づいた経理事務を行っているかについて確認したところ、次の事実が見受けられた。

- ・ 経理規程第7条第2項によれば、収支差額及び正味財産増減額は、それぞれ収支計算書、

正味財産増減計算書において明瞭にしなければならないとされている。

しかし、本法人では、収支計算書を作成していなかった。

- ・ 経理規程第5条によれば、センターの会計は、一般会計及び特別会計に区分し、さらにそれぞれ事業部門及び管理部門に区分して会計処理を行うものとするものとされている。また、同規程第32条によれば、会計責任者は、会計年度終了後、速やかに計算書類（会計区分ごとの収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録）を作成し、理事長に提出しなければならないとされている。さらに、計算書類の様式は公益法人会計基準の運用指針に準拠して作成される必要がある。

しかし、本法人では、一般会計及び特別会計に、事業部門及び管理部門にそれぞれ区分して会計処理を行っていないかった。また、会計区分ごとの収支計算書及び貸借対照表を作成していなかった。さらに、会計区分ごとの正味財産増減計算書内訳書は作成されていたが、公益法人会計基準の運用指針に準拠した表示となっていなかった。

- ・ 経理規程第13条によれば、センターは、次に掲げる会計帳簿及び書類（以下「会計帳簿等」という。）を備え、複式簿記の原則に従って必要事項を整然かつ明瞭に記録しなければならないとされている。

しかし、本法人では、会計帳簿等のうち振替伝票について、伝票のナンバーコントロール等がなされていないため、明瞭とはなっていなかった。また、補助簿のうち現金出納簿及び銀行帳が作成されていないかった。

- ・ 経理規程第17条によれば、金銭等の出納及び保管については、その適正を図るため、出納責任者を置くものとしてされており、同条第2項では、出納責任者は、会計責任者が任命するとされている。また、同規程第21条によれば、出納責任者は、現金の残高を毎日現金出納帳の残高と照合しなければならないとされている。

しかし、本法人では、出納責任者が任命されていないかった。また、小口現金の管理資料において、出納責任者が確認した証跡がなかった。

- ・ 経理規程第25条第2項によれば、固定資産の固定資産台帳への計上区分について定められており、そのうち基本財産は有形固定資産で土地、建物、構築物等及び基本財産として定めた定期預金、有価証券等を計上することとされている。

しかし、本法人の固定資産台帳に定期預金及び有価証券等が記載されていないかった。

これらは、本法人において、経理規程を確認した上での業務を行っていないかったことが原因である。

現状では、適切な財務事務がなされないリスク及び財務報告の信頼性を害するリスクがある。したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項2]

本法人は、経理規程について、必要に応じて公認会計士等の専門家から支援を受けて現状業務の洗い出しを行い、あるべき事務を検討したうえで経理規程を見直すとともに、公益法人会計基準及び経理規程に準拠した適切な事務処理が実施され、それを定期的に確認できる仕組みを構築されたい。

第7 その他

留意すべき事項

今回の監査結果では、本法人の財務報告について、有価証券の財源を明確にし、その財源に沿って財務諸表に計上されたいと指摘したところである。本法人においては、資産運用規程に基づいて有価証券の運用を行っているが、債券の満期以前の売却や既発債の購入は当該規程に定めがないため、売却損を計上しながら、既発債を含む債券の入替を行う運用を行っていた。この運用結果は、規程に沿って理事会に報告し承認を得ていたが、既発債を含む債券の入替を行う際に、売却する債券の購入時に想定した運用益と売却時点で実現する運用益及び入替する債券の想定した運用益等の比較情報等の報告まではなされていなかった。今後、資産運用規程をより明確に整備することを検討するとともに、理事会に対して運用損益の状況を明確にした資料で報告を行われたい。